

令和7年12月5日 開会  
令和7年12月17日 閉会  
(定例第5回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第135号

令和7年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月18日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年12月5日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君

井 原 啓 明君

埴 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

令和7年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和7年12月5日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年12月5日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第58号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第61号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第62号 令和7年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 議案第64号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第66号 南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第67号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林公園、森の学校)
- 日程第16 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第17 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第18 議案第71号 財産の無償貸付について
- 日程第19 議案第72号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第73号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第74号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第75号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 諸般の報告

日程第5 議案第58号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第59号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第60号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第61号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第62号 令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第63号 南部町教育委員会教育長の任命について

日程第11 議案第64号 南部町教育委員会委員の任命について

日程第12 議案第65号 南部町税条例の一部改正について

日程第13 議案第66号 南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

日程第14 議案第67号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林公園、森の学校）

日程第16 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）

日程第17 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）

日程第18 議案第71号 財産の無償貸付について

日程第19 議案第72号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第73号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第74号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第75号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

1 番 秋 田 佐紀子君	2 番 井 原 啓 明君
3 番 塔 田 光 雄君	4 番 加 藤 学君
5 番 荊 尾 芳 之君	6 番 滝 山 克 己君
7 番 米 澤 睦 雄君	8 番 長 束 博 信君
9 番 白 川 立 真君	10番 三 鴨 義 文君
11番 仲 田 司 朗君	12番 板 井 隆君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	田 子 勝 利君	書記 .....	井 塚 智枝美君
		書記 .....	荊 尾 雅 之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶 山 清 孝君	副町長 .....	宮 永 二 郎君
教育長 .....	二 宮 伸 司君	病院事業管理者 .....	足 立 正 久君
総務課長 .....	田 村 誠君	総務課課長補佐 .....	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長 .....	松 原 誠君	デジタル推進課長 .....	橋 田 和 美君
税務課長 .....	三 輪 祐 子君	町民生活課長 .....	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長 .....	芝 田 卓 巳君	教育次長 .....	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長 .....	河 上 英 仁君	人権・社会教育課長 .....	畑 岡 宏 隆君
病院事務部長 .....	吾 郷 あきこ君	福祉政策課長 .....	加 納 諭 史君
福祉事務所長 .....	前 田 かおり君	建設課長 .....	岩 田 政 幸君
産業課長 .....	亀 尾 憲 司君		

---

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和7年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走を迎え、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。風邪やインフルエンザ等の感染症の流行が心配されます。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なさいますことを御祈念申し上げるところであります。

本定例会におきましては、令和7年度補正予算案、条例その他の案件について御審議いただく予定になっております。後ほど町長から提案の内容について説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議、活発で前向きな議論をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをまずはお願い申し上げます。

我々南部町議会では、今年度から議員が町内の全集落をくまなく訪問して、町民皆様からの町政や議会に対する御意見を伺う住民の声をきく会を実施しております。9月7日の御内谷集落を皮切りに、11月30日の東西町集落まで7会場17集落で開催させていただきました。本定例会の会期中に開催予定の集落もございますし、今後も実施してまいりますので、町民の皆様にはぜひとも御参加いただきますようお願い申し上げます。

私たちは議会として住民福祉の向上を目指し、人口減少に由来する問題に対して今、何をなすべきかという根本的な対応策を探っていかなければなりません。議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、さらに精力的に活動いただきますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

.....

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 令和7年12月定例議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和7年第5回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、11月7日金曜日発生の南部町下中谷地内で発生したファロスファーム西伯農場火災では、死者2名、負傷者1名、豚舎6棟約1万500平方メートルを焼失する大惨事が発生いたしました。南部町消防団では、団長、副団長ほか60名、消防ポンプ車8台を投入し、消火に当たりました。この火災は一夜明けた11月8日午前8時52分に鎮火しました。西部消防、南部町消防団の懸命の消火活動に感謝するとともに、近年多発する大規模火災の備えも重要です。昨夜12月4日には分団長会議が招集され、ファロスファーム火災活動全般に対する検討会が開催されております。団員の消火技術や資機材の取扱いなど、大規模火災への備えをさらに進めてまいります。

11月13日には、JICA海外協力隊発足60周年記念式典が東京国際フォーラムで開催され、出席をいたしました。天皇皇后両陛下も御臨席になり、1965年、29人の隊員がラオスをはじめ5か国に派遣されてから60年、現在までに99か国5万8,000人の隊員を派遣し、その活動が世界からの日本の信頼につながっていることを実感いたしました。南部町ではコロナ禍の2022年からグローバルプログラムに参加し、海外赴任前の国内研修プログラムとしてこれまで26名の研修生を受け入れてきました。毎年盛んになるこのグローバルプログラムは、国内現在14道県の24市町村で研修生を受け入れ、3か月弱の期間の中で多彩な活動を通じて地域に溶け込み、信頼関係を築いていきます。うれしいことに、2年間の海外活動を終えた隊員が南部町に帰り、活動報告を行い、懐かしい皆さんと2年ぶりの交流を深めるところまで発展してきました。今後は隊員たちが世界で磨いた地域を変える力を南部町の未来を変える力に生かしていただけるよう、引き続き関係を持ち続けるプログラムを検討してまいります。

次に、9月議会以降の火災等災害報告をいたします。この間、火災発生は4件と特別多くございました。10月11日には原地区で草火災が発生し、約50平方メートル枯れ草を焼却し、南部町消防団17名、ポンプ車2台が出動いたしました。この原因は野焼きで、けが人等はありません。

次に、10月22日には西で住宅火災が発生し、住居2階の一部を焼失いたしました。南部町消防団42名、ポンプ車5台が出動いたしました。原因は不明で住居は半焼となりましたが、けが人等はありませんでした。

続いて、10月29日、原で住宅火災が発生し、2階の一部が焼失いたしました。南部町消防団31名、ポンプ車4台が消火に当たっております。この火災でのけが人等はありませんでした。

そして、11月7日から8日にかけて下中谷地内ファロスファーム西伯農場で火災が発生し、63名の消防団員、8台のポンプ車が消火に当たりました。死者2名、負傷者1名、建物1万5000平米を焼失する大惨事となりました。原因は調査中でございますが、亡くなられた方々の御冥福と負傷なされた方の回復を御祈念いたします。

12月は暖房をはじめ火を扱うことが多くなります。町民の皆様には、火の取扱いには改めて十分に注意いただきますとともに、このところ急に冷え込んでまいりました。ヒートショックなど夜間の風呂場やトイレでの急激な温度変化による事故も冬場には増加いたします。十分御注意いただきますようお願いをいたします。

11月19日に鳥取県が令和7年度上半期における鳥取県への移住者数を発表しましたので、報告をいたします。それによると南部町は上半期29家族34人の移住があり、家族数では前年

同期比でマイナス2世帯でした。人数ではマイナス8名でございました。この結果は移住者数で15町村中5位と、昨年より一つ順位を落としましたが、結果として大変健闘してると考えております。昨年同様トップは琴浦町、2位は岩美町、3位が昨年2位の湯梨浜町で、これに続いての移住者数でございました。今後さらに移住先として選ばれる南部町を目指してまいりたいと考えております。

次に、人口動態について御報告をいたします。9月1日から11月末の間に出生された方は12人、お亡くなりになられた方は37人でございました。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。11月末現在の人口は9,892人です。高齢化率は39.70%、11月末現在の今年度の出生者は33人です。前年同期と比較しますと前年人口は1万119人で227人の減、前年高齢化率は39.11%で0.59%の増、出生数は昨年23人です。10人の増ということになっております。例年約170人から180人ぐらいの人口減が続いていたところが、227人という大台に入ってきています。死亡者の増加ということや、これからの死者数の増加ということは想像される範囲でございますが、十分にこの人口動態にも注意が必要だと感じております。

結びに、本定例会におきまして、令和7年度一般会計など補正予算、条例関係、公の施設の指定管理者の指定など18議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第5回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、長東博信君、9番、白川立真君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長から7件の報告を行います。

まず、1件目です。鳥取県町村議会議長会役員行政調査が10月6日と7日の2日間、茨城県阿見町と美浦村を調査先として実施されました。

まず、阿見町では議会改革アドバイザー制度と議会モニター制度、オンライン会議システムについて調査を行いました。

議会改革アドバイザーとは、議会改革を効果的に進めるために、近隣の取手市より議会事務局次長を27年間務められた経験をお持ちの現職の課長を委嘱し、月1回から2回、委員会や議員勉強会に参加いただき、改革のポイントの助言を得るというものであります。

具体的な内容は、議員の役割、質疑・質問の在り方と質問力の向上、予算・決算審査、一般質問クリニック等とのことでした。その効果や議会の変化を尋ねたところ、実際に発言の方法や内容、そして何より議員としての意識に変化が見られたとの回答がございました。

次に、競走馬のトレーニングセンターがあることで有名な美浦村では、ICT導入や情報発信改革、議会報告会について調査を行いました。

議会広報による情報発信では、村民の皆さんに読んでもらえるデザインにすることを強く意識し、メッセージ性やデザイン性のある表紙やポップでインパクトのある紙面デザイン、住民へ問いかけるメッセージを入れるという方向性での議会報編集手法を学ばせていただきました。

次、2件目です。中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会が10月22日、参議院議員会館において開催されました。

要望団体を代表し、鳥取・島根両県知事、推進会議会長の松江市長、そして国土交通大臣及び山陰両県の国会議員からの挨拶の後、地方創生や国土強靱化を推進し、中海・宍道湖圏域が持つ特徴を最大限に発揮し、自律的で持続可能な発展を図るために必要不可欠な社会基盤である8の字ルートを構成する米子ー境港間の高規格道路や山陰道の4車線化等の早期事業化や整備促進の決議を行っております。

次に、3件目です。中国横断自動車道岡山米子線、蒜山インターチェンジから境港間、整備促進総決起大会が11月7日、全国町村会館において開催されました。

まず、主催者として鳥取県知事、そして期成同盟会会長の米子市長、御来賓として鳥取・島根選出の国会議員の皆様、さらには国土交通省道路局次長等々よりそれぞれ整備促進の必要性や支援体制、事業化の状況等について御挨拶がありました。

計画段階評価を進めるための概略ルート、構造の検討箇所として今年度の中国地方整備局予算概要に明記され、3つのルート案が提示された米子ー境港間の高規格道路の早期事業化と、現在事業が進められている蒜山ー米子間の全線4車線化を国土交通省並びに西日本高速道路株式会社に要望いたしております。

次に、4件目です。町村議会議長全国大会が11月12日、NHKホールにおいて開催されました。

会長挨拶に続き、持続可能な地域社会を確立するため、地方交付税等の一般財源総額の増額確保による人口減少・少子高齢化対策及びこども・子育て政策、デジタル社会・脱炭素社会の推進など真の地方創生の実現に向けた取組を強力に進めていく旨の宣言が行われました。そして、総理大臣代理など各御来賓の挨拶に続き、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化、地方創生の切れ目のない推進、少子化対策及びこども・子育て政策の推進など28分野にわたる全国共通の要請と山陰新幹線及び山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現など7項目の中国地区要望を行っております。

次に、5件目です。西部町村議会議長会行政調査が11月13日から15日の3日間、富山県舟橋村及び立山町を調査先として実施されました。

面積3.47平方キロと全国で最も小さい自治体である舟橋村は、富山市の中心部から約15分でアクセスすることができるという立地条件を生かし、毎年人口が増加を続けている村として全国的に注目を集めています。この村も昭和後期には出生者数や小学校入学者数が10人を割り込むなど深刻な子供の減少が進んでいました。そこで、積極的な宅地造成や若者住宅政策を取るとともに、子供の一時預かり等の子育てサービス機能の充実や公園の運営への住民参画による事

業展開の活性化、地域の共助づくりへの民間企業の参画など、舟橋村でならもう一人子供を産みたいと思える環境整備が進んでいました。ハードではなくソフトでの人口対策が成果を上げている貴重な事例であると感じました。

次に訪れたのは、3,000メートル級の山々を背にした立山町でありました。この町では、ソフト中心の舟橋村と一変して、ハード事業中心のまちづくりが行われていました。まず、防災児童館複合施設と位置づけられた空調に地下熱を活用した施設を見学しました。この施設計画をつくるに当たっては、9回にもわたる住民参加のワークショップが開かれたとのことで、ハード中心とはいえ使い方等ソフト面拡充にも目をみはるものがありました。

次に、地方鉄道である富山地方鉄道の駅舎を内包する、図書館や訪問介護ステーション、健康福祉課や保健センターなどが入っている複合施設を見学しました。この施設の建設に当たっても設計段階で町の若者から子育て世代、高齢者まで幅広い世代に参加いただいた4回のワークショップを行い、施設のコンセプトだけでなく、身近な問題から交流づくり、まちづくり全体に対する提案まで幅広い意見交換を行いながら事業が進められたとのことでありました。

次に、6件目です。11月19日、米子市役所淀江支所において鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設等調査特別委員会が開催され、新施設の建設候補地における地元対応の状況とそれに伴う補正予算案の2件の報告がありました。

西部広域行政管理組合では、9月に彦名地区農事実行組合を対象団体として愛媛県の今治市クリーンセンターに先進地視察が行われました。当該施設は農地と一般住宅が混在する小高い丘に立地しており、参加者からは施設建設時の住民からの反対意見や稼働後の農業者からの苦情の有無、車両の安全運行、施設の処理水や雨水の排水方法等の質問が出されました。そして、それらの質問に対し、今治市クリーンセンターからは建設時の反対や稼働後の苦情、車両関係のトラブルはない。処理水等は施設内で循環利用しているとの回答があったとのことでした。

今後の中間処理施設建設地の地元対応の予定は、現在関係4自治会でそれぞれ協議中であり、その結果を踏まえ、彦名地区自治連合会において同意の可否を決定される予定である旨、報告を受けております。

最後です。11月27日に西部広域行政管理組合議会定例会が開催され、第18号から23号の6件の議案が上程されました。

第18号は過年度建て替えとなった大山消防署及び江府消防署の住所変更のための条例改正、19号は火葬場使用料及びリサイクルプラザの不燃ごみ処理手数料を引き上げる条例改正、第20号は火葬後の焼骨を遺族が引き取ることができない事例が増加していることから、その場合の

桜の苑における処理のルール化を図る条例改正、第21号は桜の苑の次期5年間の指定管理者に現在の指定管理者である東亜・宮本グループを指定することの承認議決、第22号は最終処分場建設予定地の地形測量及び用地測量の費用を計上した補正予算、第23号は令和6年度の一般会計決算の認定でありました。

それぞれ委員会に付託し審査を行い、第18号から第22号までの5議案は全会一致で可決、承認され、第23号の決算認定は決算委員会において継続審査となっております。

以上、議長からの諸般の報告を終わります。なお、報告案件の詳細資料につきましては、議会事務局にて閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、鳥取県町村議会議員研修会について報告を受けます。

8番、長束博信君。

○副議長（長束 博信君） 8番、長束博信です。去る11月28日、湯梨浜町ハワイアロハホールで令和7年度鳥取県町村議会議員研修会が開催され参加しましたので、御報告いたします。

研修会の演題は2つありました。

最初の講演は、拓殖大学政経学部社会安全学科教授、河村和徳さんから「地方議員のなり手不足の背景を考える」についてでした。

講演では、改革が求められている地方議会で機能不全と見られがちな地方議会、メディアを騒がせた様々な問題、地方議員の成り手不足問題でどこから手をつけるのかとあり、これには内なる改革と外からの改革が必要とありました。

内なる改革とは、地方議会の在り方、すなわち議会活動の見える化や休日議会やインターネット中継など、また政策能力の向上では、議員提案条例の増加や他の機関との連携を行うなどでした。

外からの改革では、総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会や総務省町村議会のあり方に関する研究会などで制度改正と法令改正があるとのことでした。地方議会の改革の課題では、1つ目に、方向性をはっきりさせる。これは住民とのコンセンサスをつくることです。2つ目に、チェック機能をどこまで高めるか。これは行政に対応する議員となることですが、これには拘束時間と報酬の問題が絡んできます。

いずれにしても、求められている議会とは、効率的な議会であること、開かれた議会であること、政策に強い議会であること、危機に強い議会であることで、活動の見える化は信頼醸成の一丁目一番地と力説され、情報公開と議会の品位は可視化されているかとも話されました。

議員の定数と報酬については、定数を減らして報酬をアップする動きがあるが、これはやるべ

きではないとのこと。理由は仕事量が変わらないのに報酬増は受け入れられない、報酬は仕事の質と連動すべきであると主張されています。議員の定数では多様な人材や意見の議論が必要であり、中長期的に考慮する必要があるとの見解でありました。議員と住民の接する機会が減り、声を拾い切れていないのではないかと。時代が変化してきており、昔の感覚では成り手は見つからない、新しい挑戦、新しい発想をする必要があると結ばれました。

2つ目の講演は、一般社団法人地方公共団体政策支援機構理事、渡辺太樹さんから「住民が求める地方議会・期待される地方議会とは何か」についてでした。

講演に入る前に、日本にいる犬、猫の数は幾らか会場の皆さんに聞かれました。100万頭、500万頭などいろいろな数字が出ましたが、何と1,594万頭とのことで、15歳以下の人口1,401万人より多いとのことでした。そして、鳥取県の2023年の結婚の数はとの問いにすぐには答えられませんでした。1,801件とのことで意外にも少ないと感じました。今回の講演は、勘ではなくデータで見るEBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）によるものでありました。

今、議会で行っている一般質問、予算決算審議、政策提言などは手段であり、目的である住民の福祉向上、地域の発展につながっているか、問題と課題がごっちゃになっているので、一旦立ち止まってよく考える必要があるとの指摘でした。問題とは、実際に起きていて目に見えることで、課題とは問題の原因となる解決可能な取り組むべきことと教示いただきました。市町村における人口問題では、生産年齢人口が下がると負のスパイラルに陥り、町の機能が低下してくる。取るべき対策については、講師より会場の皆さんに5分間、隣同士で話し合うよう指示がありました。やがて会話が始めると、とてもにぎやかに会場が盛り上がりました。講師さんはとても喜び、みんなで考えることが大切だと話されました。

次に、人口対策は決まっているとのことで、プラスにする。すなわち出生数を増やす、転入を増やす。そしてマイナスを減らす。死亡数を減らす、転出を減らすですが、特殊出生率の話で各市町村の合計特殊出生率で鳥取県の数字を示され、南部町は1.25と下位に位置しています。なぜ差があるのか、政策による差なのかと。27歳から32歳の女性は、町に何を望んでいるのか、この町に住んで子供を産んで育てたいと思うには何が必要か、20代、30代はなぜ転出していくのか、転入の人がどうしたら住み続けられるのかの問題を議会だからこそ話合いができるのではないかと指摘されました。今、全国の各議会では委員会で論議する動きが始まっているようです。

秋田県の成人式の例で、アンケート結果は8割の人は戻ってきたいと回答していて、その人た

ちに戻るのかと聞くと7割が戻ってこれないと回答されています。なぜかと理由を問うと、雇用がないとの返事。

社会増をどのようにしていくのか、求めるのは住みやすさ、暮らしやすさであり、議会は階層を意識し、さらに広がり意識した政策提言をすることだと指摘されています。勘ではなく、データで現状を正しく見て論議し能動的に議会活動していくことで、必要とされている議会の役割を果たしていくことができ、本当の議会サイクルが回っていくと結ばれました。

今回の講演は非常に参考になることばかりで、私たちの議会でも取り組まなければならない問題と課題が指摘されたと思いました。大いに参考にし、論議する取組を強化していきたいと感じました。

以上、概略の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会行政調査の報告を受けます。

9番、白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） そうしますと、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の視察について報告をいたします。

去る10月23日、三重中央開発株式会社が運営するリサイクルセンターへ、24日は京都市にあるクリーンパーク折居を視察いたしました。

三重のリサイクルセンターでは、南部町・伯耆町で運営するクリーンセンターから排出される焼却灰をさらに高温処理し、無害化しておられます。これらは路盤材などの土木資材にリサイクルされています。また、プラスチックごみをペレットとして再資源化、汚泥のリサイクル、電気をつくるサーマルリサイクルなど、様々な自治体からのニーズに対応できるよう70万平方メートルの敷地に多種多様なプラントが集結していました。

次に、クリーンパーク折居は、宇治市など6自治体から排出される一般廃棄物を焼却処理する施設です。施設の特徴として、発生した熱を利用する発電システムは最大2,110キロワット、また、屋根雨水の利用や隣接する運動公園への温水供給などを行っています。そして、2050年までの脱炭素社会の構築を目指した一体的な取組を推進しておられました。

このたびの視察を通して、私たちにできる3R（リユース、リデュース、リサイクル）をさらに進め、温室効果ガス排出抑制に努めなければと感じました。以上です。

○議長（景山 浩君） 続いて、後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の報告を受けます。

11番、仲田司朗君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（仲田 司朗君） 後期高齢者医療広域連合議会定例会

に出席しましたので、内容を報告させていただきます。

去る11月21日、午後2時より東伯郡湯梨浜町で開催された令和7年第2回後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告させていただきます。

上程議案は第10号から第17号まで一括で審議をいたしました。

議案第10号は、副連合長の選任について議会の同意を求めるものでした。

内容は、副連合長の吉田英人氏が10月31日付で辞職され、その後任に江府町長で鳥取県町村会の会長であります白石祐治氏を副連合長に選任する旨、提案がありました。

議案第11号は、広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めるものでした。監査委員は2人置くようになっておりますが、そのうち議会選出の倉吉市選出の福谷直美議員が令和7年10月22日で任期満了となったことに伴い、監査委員が空席となっていました。後任として改めて倉吉市議会で選出された福谷直美議員を監査委員に選任したく同意を求められたものでした。

議案第12号は、広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例及び連合職員等の旅費に関する条例の一部改正でございまして、専決処分の報告及び承認でございました。これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴って、改正内容に準じた制度整備を行うため、関係条例について所要の改正を行ったもので、速やかに対応する必要があるため専決処分とするものでありました。

議案第13号は、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の専決処分の報告及び承認でございました。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されたことに伴い、連合会においても改正内容に準じ、職員が育児や介護と仕事を両立できる職場環境を整備するために関係条例の一部改正を行ったもので、速やかに対応するために専決処分を行ったものでした。

議案第14号は、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございます。これは、令和6年度の療養給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した確定費用より多かったために1億8,572万2,000円を返納する必要が生じたために、請求から返納期限までが短期間であったために専決処分を行ったものでございました。

議案第15号、令和6年度後期高齢者医療一般会計歳入歳出決算の認定、議案第16号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでした。

一般会計は広域連合組織運営のための予算ですし、歳入総額は7,396万9,000円に対

し、歳出総額は6,788万9,000円で、差引き額は608万円で実質収支となっております。

特別会計は制度運営のための予算で、そのほとんどの歳出は保険給付事業に要する費用です。実質収支に関する調書のとおり、歳入総額は915億4,533万1,000円に対し、歳出総額は895億7,864万8,000円で、差引き額の19億6,668万3,000円が実質収支となっていました。

議案第17号は、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ17億4,683万6,000円を増額し、歳入歳出総額954億1,766万3,000円とするものです。

主な内容は、令和6年度決算に伴う市町村負担金、国、県負担金の精算による追加納付分及び返還金を歳入歳出予算に計上し、精算後の余剰分について医療給付費準備基金を増額するものとなっているものでございます。

全議案とも全員一致で選任同意及び承認をし、可決をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第58号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第58号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、議案書をお開きくださいませ。議案書1ページ、議案第58号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、令和7年人事院勧告によりまして、国家公務員の給与に関する法律が改正されたため、国の改正内容に準じ、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

2ページ以降に改正概要をつけておりますけれども、概要といたしましては、給料表の改定、期末勤勉手当の支給割合の引上げ、通勤手当額の引上げなど、国の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からといたしまして、令和7年4月1日から遡及適用するもの

でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第58号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第59号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第59号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。続いて、議案書の9ページをお願いいたします。議案第59号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、常勤職員の給与改定の取扱いに準じまして、会計年度任用職員の給与改定を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、別表として給料表を規定をしておりますので、常勤職員の改定に準じて別表を改正するものでございます。

次ページ、10ページ以降が改正内容となりますので、御確認をお願いいたします。

この条例の施行日は、公布の日からといたしまして、令和7年4月1日から遡及適用するものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については全員協議会でもお話を聞いてきて、いわゆるフルタイム、パート合わせて5%以上の改定ということで、一般職員との僅かではあるけれども格差の是正にはつながってるというふうに感じてきてるところですが、質問は、会計年度任用職員の給料表を基に7地域ある地域振興協議会で働く集落支援員の方々の給与もほぼ同額として決めているというの、これまでの経過があります。

今回の提案では、公務員の給与は人事院勧告もそうですけども、その大本になってるのは民間との給与の差額の改定だということなので、当然最賃も上がったし、会計年度任用職員の給与がこういうふうになることについては、波及効果という点でいえば集落支援員も対象になり得るような考え方を持っていくべきではないかと思うのですが、その辺について町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。地域振興協議会につきましては、新年度の事業対応といったことを今、諮っておりますので、そちらのほうで対応することを検討していかなくちゃいけないだろうと思っております。具体的にはまだ予算の段階でございますので、ここで御説明する段階にはございません。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 予算に関係、会計年度任用職員の給与を人事院勧告を基にして上げるということから、基本的な考え方はどうかというところで聞いております。

再確認ですが、町長は検討するということは、全てこういうふうな公務員の給与が上がるということについて人勧で言っている民間給与との格差という点についていえば、公務員ではないけれども、

それに匹敵する公費が出ている人件費についても人事院勧告、また、最賃については反映させていくべきだというふうに考えてると捉えてよろしいわけですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。あくまでも人件費は重要な問題でございますので、できるだけ人件費は社会の最低賃金の上昇、そして人事院勧告に合わせて検討していくというのが筋だと思っております。もちろん予算、総額に合わせてその動向を検討していかなくちゃいけない問題でございますので、考えとしてはそういう考えでおります。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第59号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第60号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第60号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私からは、議案第60号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）について説明しますが、フォルダーが補正予算のほうのフォルダーに入っておりますので、御確認のほうお願いいたします。

.....  
議案第60号

令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,554,266千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月 5日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....  
それでは、このたびの補正でございますけども、令和7年度の人事院勧告及び国家公務員の給与等の改定に準じて南部町職員の給料表を改定するものでございます。

月例給については、民間給与との格差の解消のために初任給を含め若年層に重点を置きながらも、全体的に俸給表を引上げ改定ということになっております。一時金については、年間4.6月が4.65月分ということになりました。あわせて、今回の補正で職員の費用弁償であったり、時間外勤務手当に伴うものを今回調整をさせてもらっておりますので、御承知おきをください。

それでは、歳出から説明をしたいと思います。まず、歳出で7ページを御覧ください。7ページですけども、7ページの中ほど2款総務費、1項総務管理費のところでございますけども、860万8,000円増額いたしまして、4億5,350万4,000円とするものでございます。このちょっと主なところだけを説明させていただきまして、以下、次ページ以降、各費目でも同様の人件費に関わる補正でございますので、お読み取りをいただければという具合にお願いいたします。

次に、ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。20ページでございます。20ページなんですけども、ここが一般職の給与費の明細書でございます。（1）の総括です。給与費と共済費の合計でございますけども、比較のところによりまして4,346万の増額ということになります。この20ページの下段のほうですけども、職員手当の内訳を記載しています。

次に、21ページを御覧ください。21ページの上のこのアの会計年度任用職員以外の職員、それからイの会計年度任用職員に分けて記載をしております。このたびの改定では行政職の1表の改定をしておりますので、会計年度任用職員の方においてもそれ以外の職員と同様に令和7年4

月に遡り、適用ということでございます。また、期末勤勉手当についても同様という具合になります。

22ページを御覧ください。この22ページの(2)でございますけども、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。今回のこの人事院勧告による影響額、上段の給料の1、給与改定に伴う増減額分、ここが1,571万5,000円。下の段の職員手当の1、増減額ということで861万4,000円ということになっています。給料と手当の合計の影響額としては2,059万6,000円ということでございます。

その他の表については、お読み取りをいただきたいと思えます。

次に、ページを戻らせてください。6ページまで戻ってちょっと歳入を御覧いただきたいと思えます。歳入です。6ページの歳入ですけども、14款の国庫支出金、19款の繰越金により歳出側の人件費の増額に対する調整を行いました。4,607万5,000円の増額ということになります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(景山 浩君) 提案に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号、令和7年度南部町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

議案第60号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第61号

○議長(景山 浩君) 日程第8、議案第61号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長(渡邊 悦朗君) 町民生活課長です。同じフォルダー内の議案第61号を御覧く

ださい。

1 ページを御覧ください。

-----  
議案第 6 1 号

令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 0 6, 4 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 5 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 7 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
今回の補正ですけれども、人事院勧告等による人件費の補正を行うものになっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。7 ページを御覧ください。5 款保健事業費、2 項保健事業費、2 目健康施設管理費です。4 6 万 7, 0 0 0 円増額し、1, 4 5 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。これは給与改定による人件費の増額に伴う各種手当の変更になります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。6 ページを御覧ください。8 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金です。4 6 万 7, 0 0 0 円増額し、9, 9 4 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。こちらも人件費部分の一般会計からの繰入れ分になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第61号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第62号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第62号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。それでは、水道会計の補正について御説明いたします。議案第62号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）について同じフォルダー内の資料で御説明させていただきます。

総則。第1条、令和7年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的支出。第2条、令和7年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。第1款水道事業費用31万9,000円を増額し、2億2,131万7,000円とするものです。内訳は、第1項営業費用31万9,000円を増額し、2億724万6,000円とするものです。今回の補正は、給与改定による人件費の補正によるものです。

それでは、補正予算の明細書について御説明いたします。13ページまでお進みいただけますでしょうか。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費31万9,000円を増額して、1,811万5,000円とするものです。これは給与改定による人件費の増額に伴う各種手当額の変更となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第63号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第63号、南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第63号を御説明いたします。教育長の人事案件でございます。南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、二宮伸司。任期は、令和7年12月8日から令和10年12月7日までの3年間でございます。よろしく御審議ください。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第63号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

---

日程第 1 1 議案第 6 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 6 4 号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 続いて、議案第 6 4 号は、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御氏名は、雑賀誠司。任期は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 1 年 1 2 月 2 1 日までの 4 年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 4 号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第 6 4 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開はデジタルの時計で 1 4 時 2 0 分といたします。

午後 2 時 0 3 分休憩

---

午後 2 時 2 0 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第 1 2 議案第 6 5 号 から 日程第 2 2 議案第 7 5 号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第 1 2、議案第 6 5 号、南部町税条例の一部改正についてから、日程第 2 2、議案第 7 5 号、令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1 2、議案第 6 5 号から日程第 2 2、議案第 7 5 号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、続いて議案書の 1 8 ページをお願いいたします。議案書 1 8 ページは、議案第 6 5 号、南部町税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、鳥取県が寄附金税額控除の対象として新たに特定非営利活動法人の条例指定を行ったことに伴いまして、本町としても併せて指定を行おうとするものでございます。

次ページ、1 9 ページが改正内容でございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

続いて、2 0 ページ、お願いいたします。2 0 ページは、議案第 6 6 号、南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員等の旅費に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴いまして、国の改正内容に準じて条例の全部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、2 1 ページ以降に載せておりますが、国内外の経済・社会情勢の変化への対応や、事務負担軽減を図るために旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し、その他所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

続いて、ページ飛びまして、38ページ、お願いいたします。議案第67号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴いまして、国の改正内容に準じて改正する南部町職員等の旅費に関する条例の規定に基づきまして、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、旅費の種目、旅費の額、その他所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和8年4月1日からとしております。御審議お願いいたします。

続いて、40ページ、お願いをいたします。議案第68号から議案第70号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございます。11月14日に、指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただきました。このたび議案として上程をさせていただくものでございます。

まず、40ページ、議案第68号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町森林公園、森の学校。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立東西町コミュニティセンター。指定管理者となる団体は、東西町地域振興協議会。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続いて、42ページでございます。42ページは、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町賀野地域交流拠点施設。指定管理者となる団体は、あいみ富有の里地域振興協議会。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

続いて、議案書43ページをお願ひをいたします。議案第71号、財産の無償貸付についてでございます。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けを行う土地は、鳥取県西伯郡南部町原240番地2。貸付面積は、1万1,783平方メートル。貸付金額は無償。貸付けの期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日まで。貸付けの相手方は、NOK株式会社鳥取事業場、事業場長、鹿野努。

これは、平成27年に今後の事業展開により工場増設及び雇用の拡大が見込まれ、本町の経済的発展や地方創生の取組に大きく寄与することが見込まれることから、無償で貸付けを行った財産につきまして当初の無償貸付期間が満了することから、改めて無償貸付けを行おうとするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、議案第72号の説明をいたします。説明資料のほうは補正予算書のほうに入っておりますので、御確認をお願いします。

.....  
議案第72号

令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,751,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月 5日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

それでは、皆様、4ページを御覧ください。4ページでございますけども、第2表の債務負担行為補正。1の追加でございます。まず、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。いわゆる今、ゼロ債と言われるものでございますけども、期間は令和8年度。限度額については、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額ということでございます。

次に、南部町広報誌印刷製本業務から、以降2つの事項でございますけども、これについては令和7年度から令和8年度に債務負担行為を行う事業というものでございます。

それ以下3件は全て指定管理に関わるものでございます。限度額、合計としましては、2,696万4,000円をお願いするものでございます。

次に、5ページ目を御覧ください。第3表の地方債補正です。1の追加です。これは限度額450万円。起債の目的は、電算管理事業でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

2の変更です。2の変更でございますけども、これが変更は2事業でございます。補正後の限度額の合計は、一番の右側のところでございますけども1,350万円ということでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お読み取りください。

それでは、今回の補正の内容の説明に入らせていただきます。ページは9ページ、お願いいたします。歳出からです。9ページでございますけども、このたびの補正は基金管理事業、がんばれふるさと寄付金事業の実績、それから実績による国庫及び県支出金の償還金、それからサービス給付費の増加に伴う障がい者自立支援給付事業、これが10ページのほうにも載っておりますのが主な事業でございます。

10ページのほうには先ほど言いました自立支援給付事業が載っております。

それから、12ページを御覧ください。12ページでは、中山間地域を支える水田農業支援事業などを計上しているところです。大体以上が今回の補正の主な事業というところでございます。

次に、歳入予算のほうを説明したいと思います。歳入予算は6ページのほうに戻っていただけますでしょうか。歳入でございますけども、これについても主なものについて説明したいと思います。障がい者自立支援給付事業に関連した障がい者福祉費負担金、6ページが主な歳入の項目

という具合になっております。

7ページです。7ページについては、がんばれふるさと寄付金のところが歳入の主なものという事になっております。

補正予算書、最後となりますけれども、14ページまでページ、飛ばしてください。14ページで、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、合計で68億297万円になる見込みでございます。

以上、補正の説明といたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。町民生活課のほうからは、73号の国保、74号の後期、75号の太陽光を続けて説明させていただきます。

それでは、国民健康保険から行いますので、先ほどの同じ補正予算のフォルダーの中にございます73号をお開きください。

1ページを御覧ください。

.....  
議案第73号

令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,414,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月 5日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、債務負担行為から説明をさせていただきます。3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。いわゆるゼロ債になります。期間は令和8年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

次に、歳出を御説明いたします。5ページの中段を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。759万3,000円を増額し、2,584万6,000円とするものです。これは子ども・子育て支援事業に係るシステム改修の委託料になります。

次に、歳入について御説明いたします。そのページの上段を御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係補助金です。759万3,000円増額し、759万3,000円とするものです。こちらも子ども・子育て支援事業の補助金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正予算について御説明いたします。同じく補正予算書で説明させていただきますので、同じフォルダー内の74号をお開きください。

1ページを御覧ください。

.....

#### 議案第74号

##### 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月 5日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、歳出から御説明いたします。4ページ中段を御覧ください。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費です。528万9,000円を増額し、1,052万3,000円とするものです。こちら子ども・子育て支援事業に係るシステム改修の委託料になります。

次に、歳入について御説明いたします。4ページの上段を御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度補助金です。528万9,000円を増額し、528万9,000円とするものです。こちら子ども・子育て支援事業の補助金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、太陽光発電事業特別会計の補正予算について御説明いたします。同じ補正予算のフォルダーの75号をお開きください。

1ページを御覧ください。

.....  
議案第75号

令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年12月 5日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....  
それでは、債務負担行為の説明をします。2ページを御覧ください。第1表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。いわゆるゼロ債になります。期間は令和8年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いします。

議案第65号、南部町税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第66号、南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第67号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林公園、森の学校）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公の施設の指定管理について、南部町森林公園、森の学校について予算の編成責任者である町長にお伺いいたします。

資料提供の中では会議録、またまとめたものとしていわゆる審査会の意見として、この指定管理者である南さいはく振興協議会から、この施設の運営についてはインストラクターの養成が求められているというふうに出てきているわけです。インストラクターの養成というのは、この現行の指定管理の予算の中ではなかなか難しいのではないかとというふうに読み取ったわけですが、こういう案が出てきたときに、審査した側も何らの対応が必要ではないかとというふうに書いてあるんですけども、町長とすればこういう意見が出てきたときに、それをどんなふうに審査して予算に反映させようとするわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これは詳細に俎上に上がって予算の議論の中に、私のところには来てませんので、まだここではお答えすることはできませんけども、一般的に言えば実態として現場の中でどのような問題があって、そのために的確な資質を持った人の育成が必要だということであれば、将来的にそれが必要であるというふうに考えれば、前向きに考えなければなら

ない事項だと思いますし、全体の状況をよくよく勘案しながら、地域の指定管理が十分に達成できるように考えていくことが肝要だと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細かいことについては委員会で聞くのですけれども、指定管理する場合、3年間の計画として金額も上がってくるわけですよね。今回の内容は、指定管理として金額ではなくって、指定管理だけですから、その中身を審査するということになるんですけども、こういう意見が出てきたときには、今後インストラクター等の必要性があるかどうかということ聞き取りして、町とすれば予算化を、事業計画の中には計画されていない予算ですけども、そういうふうに予算をのせることもあると、こういうふう理解してよろしいわけですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町長としては、できるだけ必要であれば前向きに考えたいですけど、まだ現実にそれが今、そのインストラクターといったものが一体何を目的としたものなのかということをつかんでいません。私のところにはその予算としての議論がまだ届いておりませんので、予算の中で、繰り返しになりますが、町民の暮らし向きに必要だと、いうものであれば予算編成の中でしっかりと吟味していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町賀野地域交流拠点施設の指定管理についての質疑です。これも町長にお伺いします。内容としては同じことです。この審査の中で、地域交流拠点として会議室の使い方が非常に使いにくいと、これは今回に始まったことではなくって、そもそも造った段階から目的の違う使い方をしているので、なかなか使いにくいと思うんです。これは一義的には、指定管理をしてる賛否はいろいろあるんですけども、町の責任になってくるのでは

ないかって思うわけですね。そういう意味では、この会議室の展開策するに当たっての改修等についての声が出ているというふうに読んだほうがいいのではないかと考えるのですが、町長はこの点についてどんなふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。造って時間経過がまだあまりたっていないということもあって、国庫補助を受けてる関係で地域の皆さんの希望するような改修ができるかどうかも含めて、関係各課と調整をしたいと思っております。お声はよくよく私も聞いておるところです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） ないようですので、進みます。

議案第71号、財産の無償貸付について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これについては委員会で審査する前に町長に聞いておきたいことがあります。

南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づいて無償貸付けをしているというふうに理解しています。ここの第4条、普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けの次の括弧として、（1）、（2）あるんですけども、いずれにも該当しないのではないかとというふうに考えるのですが、この無償貸付けというのはこの条例上、可能なんでしょうか。（「休憩、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 暫時休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。この南部町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条の第1項、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」という記載がございますけども、先ほどの提案理由のどこであったとおり、現在の雇用であったりそういった部分のところの公益的な要素が大きいという部分で、この条例に伴って無償の貸付けという具合に提案をさせていただいていると

ころでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほど聞かれたように、普通財産の無償貸付けについては条例でこういうふうに定めているんですけども、それは公共または公共的な団体、公益事業だっというふうに書いてあるわけですよ。これを例えば誘致企業である民間の株式会社ですよ、そういうところに無償で貸与していくというには、普通、条例の趣旨から見たら合わないというふうに見るべきではないでしょうか。できるとすれば物品だけですよというふうに思うのですけれども、これが雇用であればできるということになれば、1人や2人が雇用している民間の小さな商店でも駐車場貸してくれといたら、町は無料にして場所を提供するということになるんですよ。これについての考え方を整理して、NOKがそういうふうに傾いてるところでもないのですから、それ相当の駐車場の土地代を頂くということは可能ではないかという考え方をすべきが条例の立場だと思うんですが、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私の記憶では、日本回帰の企業の大きな波があって、鑄造炉っていうんですか、溶鉱炉等を中国から引き揚げ、日本、そして南部町の中で何というんですか、技術をもう一度作り直すんだといったことで、あそこに駐車場を潰して溶鉱炉施設等を建設されたといったいきさつがあると思います。鳥取県でもその池を造成し、埋め立てることに対しての補助金を頂き、町もそれに対して土地を買収だとかいうことをしながら、このNOKの日本回帰に応援してきたという経過があると思っています。

新たに生まれる産業への従業員、そういうことも含めながら、公共性を町、そして県が認めて無償で貸し付けるといったことが一つの条件で県からもお金を出していただいているというふうに、ここで正式なことは申し上げられませんが、たしかそういう条件がついていたというように記憶をしております。したがって、これは公共性が極めて高いというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 町、県が公共性を保証しているという文書については委員会で確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第72号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも各課にまたがることなので、ここで聞きしておきます。

今回の一般会計の補正予算に福祉政策課、そこからスポnetへの補助金の増が出ておりまして、約900万でしたね。そのうち約600万が光熱費、主に電気代の高騰と、あと300万近くが人件費。その人件費の提案は、いわゆる鳥取県の最賃が上がってきたので、それに伴った改定を行っていくと、これは当然行うべきことで、このような補正予算は大事なことだと思っておりますが、全体見た場合、例えば今回の最低賃金で引っかかるというか、訂正しなきゃならなかったというのは、町が補助金等を出してる段階ではこのスポnetだけだったんでしょうか。これは各課にまたがるものですからここで聞くんですよ。ここで上がっているんですが、ほかのばあつとめくって見たときに、ほかになかったわけですよ。ということは、ほかの団体、例えばここにいるこのテレビ、SANチャンネルとかもお金出してますよね。それら等についてはこの最賃等に引っかからない給与を出しているの、関係ないということなんじゃないでしょうか。通常考えれば、最賃が上がればそれに比して賃金を上げていくという姿勢があるのであれば、ほかのところも出てくるのかなと思ったんですけども、その考え方をお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。今回の補正のそれぞれの項目のヒアリングの中では、各課の中で最低賃金のところを主にした人件費というところを議論しているところもあれば、議論していないところもあるという具合にヒアリングのときには認識をしています。その全体的なところの統一でこういう具合に最低賃金になったので、人件費を見直ささいというような中で補正の条件というのは出しておりませんので、単発で事業ごとに上がっているような状況の補正の提案という具合になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長の答弁を受けて町長にお聞きするんですけども、町長、そういうことだということなんですよ。とすれば、課によってはこの最賃を見込んだ補正を取り組む、課によってはしていない、これは町としてもなべて見たときに総括的じゃないと思うので、町長とすれば、最賃があり、人件費も人勸で上がった以上、それに関連するところについていえば、町が出してるそこらに、最賃を反映させるようにという何らかの指示と方針があっているのではないかと思いますので、その点について町長はどうお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。最低賃金をクリアするのはもう当然のことなわけですから、それに引っかかるようなことがあってはなりませんし、それはきちんと準拠してるというふうに考えてます。給与水準の給料表を改定されたのではないかという具合に思ってるんですけども、そのように私は理解しています。もしかしたら私の勘違いかもしれませんが、最低賃金に引っかかるから変えたということではないのではないかと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） お聞きしてるのは、最低賃金すれすれやから上げたかどうかも分からないが、最低賃金を反映させたという姿勢を持っていると、ここを聞いてるんですよ。だから、最低賃金にすれすれでなかったらいいではなくって、反映させたということの方針でいくのかと聞いております。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今回の御質問、スポnetの件については最低賃金を反映したということで、給料表を改定したということを知っております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今回、次の後期高齢にも該当するんですけども、国保で75万9千300円のいわゆるシステム改修費を使って子ども・子育て支援金制度の導入を図るための準備をしていくと。これは補正予算見ても分かるように全額国費で来るから、町は何も来たものを出したんですよと、こういう内容になっているんですけども、この子ども・子育て支援金制度を導入しようと思えば、条例改正をしないといけなくなってきます。その条例改正はいつ行うんですかっていうのが一つの質問と、子ども・子育て支援金制度では、厚生労働省が発表していることでは、国民健康保険では、1人当たり令和8年度には250円、令和10年度には400円、同後期高齢では200円から350円の1人当たりの負担増となるわけです。国保にしても高過ぎるから引下げを、これ以上上げることを心苦しいと言いながら、非常に苦労して保険料決めていると思うんですけども、この制度が入ったら上がっちゃうわけですよ。1人当たり幾らですか、年間3,000円ぐらいになってくるわけですよ。これを町長、どんなふうに思い

ますか。国民健康保険税、後期高齢者の保険料の中から子ども・子育て支援金を持っていくというんですよ。私はとんでもないと思っているんですけど、町長、どういうふうにお考えですか。保険料に跳ね返ってきます。ちょっとお聞かせください、御意見を。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議員のおっしゃるとおり、高齢者の懐に手を突っ込むといったことが医療の分野でも今、話題になっていて、非常に高齢者の皆さん、私も含めてこの世代の皆さんにとっては厳しいなと思っておりますが、全世代で子供たちを育てるんだという思想の上でこれを進めてるという議論だったというふうに私は記憶しております。厳しいということは重々理解しながらも、ここまで子供たちを育てる環境が厳しい状態になってきた、出生数が落ちてきた、これを社会全体で支えていこうという考え方には御同意をいただきたいと考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、かなり討論、一般質問的になっておりますので、質疑をお願いをします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑ですね。町長、1人当たり250円が増えて、段階的に令和10年度になったら国保では約400円上がると言われています。だとすれば、住民負担がどれぐらい増えるとお考えですか。住民1人当たりではありません。町全体でどれぐらいの保険税が増えることになるとお考えでしょうか。それだけ町民の懐から出ていくんです。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。一月当たり400円としまして、年間12か月で被保数が2,000人としますと約1,000万円になります。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほど聞かれたように1,000万ですよ。1,000万増えてきます、保険税が。

質疑です。このことを理解をというのではなくって、特に中山間地域で、過疎地で、人口減少で、高齢者が多い自治体とすれば、住民負担増はなるべく避けていかないといけない考え方すれば、これは町村会等も含めてやはりやり方を考えるべきだと言うべきではないでしょうか。そういう声を上げてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。この問題ばかりではなくて、国保の充実、そして持続可能性を探ることは全国町村会の中でも重点課題として先日も審議、そして総会で決議された事項の1

点でございます。この一つの問題ではなくて、国保がこれからも国民の中心にある保険制度だということで、小さな自治体の会計を狂わすようなことがないよう、安心して暮らせる基盤にこの保険があるといったことを確認したところです。私も全くそのとおりだと思いますので、今後とも国に対して安定的な国保運営のことを申し続けていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第74号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 同じ内容なんですけども、回答、答弁が返ってきてないから再度聞きます。これ条例のないところで先にお金が来たので、それだけ予算編成してるんですよ。本来は条例と一緒に来んといけんと思うんです。そのやり方についてどう考えていますかということが一つ。

それで、いつ条例出すんですか、3月議会に出すんですか。これも令和8年度から始まっちゃうんですね、きっと。それはどうなのか。住民へ周知しないといけないということでどうなのかということと、うちのような小さな町で若干2,000人しかいないようなところでもシステム改修では約750万かかってくる。日本国中したら物すごいお金になってくると思うんですよ。こんな金を使いながら1人200円から350円を高齢者のところに、懐に入れてお金を取るようなやり方を、私は各自治体の首長がそろってこういうやり方おかしいよと言っていくべきだということをおいて、意見言ったらいけないので、いつ出されますか、条例。

それと、このような条例の案も示さないで、先、システム改修だけしてくるというやり方について国に対して意見を言うべきではないか、この点についていかがですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在ですけれども、国のほうからはこちら子ども・子育て支援事業の内訳といいますか、内容の詳細がまだ来ておりませんので、来次第、恐らく3月議会になるんじゃないかというふうに思っておりますので、そちらのほうで提案をさせていただくというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第75号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週8日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。  
お疲れさまでした。

午後3時09分散会

---